

# りそな企業年金研究所

## りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金関連》

平成23年3月30日

### 東北地方太平洋沖地震に関連する通知の出状等について

今回の東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、平成23年3月29日付で厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課より東北地方太平洋沖地震に伴う措置等に関する通知が発出されていますので、その内容についてご案内いたします。また、あわせて今般の災害に係る特例措置として考えられる措置の概要と現状について、ご案内いたします。

#### 1. 出状された通知の概要

平成23年3月29日付で以下の通知が発出されています。

- ①平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知年企発0329第1号）
- ②東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知年企発0329第2号）

※上記通知は厚生労働省のホームページに全文が掲載されています。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

ホーム→「東北地方太平洋沖地震関連譲歩 厚生労働省からのお知らせ」→「厚生労働省から発出した通知はこちら（計画停電関係は除く）」→「3月29日分」

## 2. 通知の内容

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知年企発0329第1号）

- ・法令に記載されている義務のうち、3月11日から6月29日までの間に履行期限が到来するものについて、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合に、その後6月30日までに義務が履行されたときには罰金等の刑事上、行政上の責任が免責されます。
- ・企業年金等に関して免責の対象となる手続きが参考として例示されています。

(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知年企発0329第2号）

### ①掛金等の納付期限の延長（厚生年金基金）

- ・納付期限の延長に係る取扱いの詳細、設立事業所向け案内書面案等が示されています。

### ②掛金等の納付の猶予（厚生年金基金）

- ・掛金等の納付猶予の対象先、判定基準および申請手続きの詳細等が示されています。

### ③規約変更申請等の取扱い（厚生年金基金・確定給付企業年金）

- ・規約変更に伴う認可申請等に関して、被災地域に所在地を有する厚生年金基金および企業年金基金が行う規約変更について、代議員会の開催が困難な場合は、理事長専決により行うことも差し支えないこととされています。ただし、その場合は次回の代議員会で必ず専決内容を報告する必要があります。

### ④年金等の請求手続（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金）

- ・厚生年金基金の取扱いに関して、被災地域に住所地を有する加入員に係る年金等の裁定請求について、添付書類の簡略化など弾力的に取り扱うこととされています。
- ・確定給付企業年金および確定拠出年金の年金等の請求手続に関しても、上記と同様に取り扱うこととされています。

## 3. 検討対象と考えられる措置の概要と現状

- ・今般の災害に関して、検討対象と考えられる措置の概要とその実施状況等について、別紙にまとめています。
- ・検討対象と考えられる措置の中には、財政基準の緩和に関する事項等、信託協会を通じて要望しているものの実施の方向性が明確に示されていないものもあります。今後も信託協会等を通じ当局への働きかけを行うとともに、新たな情報についてご案内させていただきます。

<本件に関するご照会先>

りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3230

大阪 06-6268-1813

以上

## 【特例措置の検討対象と考えられる事項】

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況	
拠出	1	納付期限延長	被災地域の事業所に対する掛金納付期限延長	厚年	・3/16 付厚生労働省年金局企業年金国民年金課長通知（以下「通知」）年企発 0316 第1号にて実施方針が示されました。 ・3/29 付通知年企発 0329 第2号にて対象地域・延長期間（「災害がやんだ日」から2ヶ月）・周知方法等の詳細が示されました。	実施決定 内容確定
	2	納付猶予	被災事業所の掛金納付猶予	厚年	・通知年企発 0316 第1号にて実施方針が示されました。 ・3/29 付通知年企発 0329 第2号にて対象事業所・猶予期間（1年以内）・取扱い方法（猶予申請書書式等）等の詳細が示されました。	実施決定 内容確定
	3	代行保険料免除	被災地域（または被災事業所）の代行保険料免除	厚年	・阪神・淡路大震災の際に当該措置が実施されていますが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定
適用	4	標準報酬の改定の特例	被災地域の事業所の社員の給与等の額が著しく低下した場合、即時に標準報酬額を改定	厚年	・阪神・淡路大震災の際に当該措置が実施されていますが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定
給付	5	裁定請求等の弾力的な取扱い	裁定請求時の書式・添付書類等の取扱い弾力化	厚年 DB DC	・3/29 付通知年企発 0329 第2号にて取扱いの方針が示されました。 ・取扱いの詳細に関しては、信託協会より当局に確認を実施しています。	実施決定 概要確認中
	6	振込休止金融機関への取扱い・郵便為替送付不能先の取扱い	休止金融機関送金対象者の意向確認・指定解除時または振込口座変更時の早期送金	厚年 DB DC	・3/30 現在、振込休止金融機関はありません。 ・振込先の変更等に関しては、弊社にて基金さまのご要請に応えるべく弾力的な対応を準備しています。（※）	—
	7	現況届の取扱い	現況届の提出期限の延長	厚年	・通知年企発 0316 第1号にて実施方針が示されました。 ・3月末に発送する現況届にあわせ、被災地の受給者の皆さまに提出期限の延長に関するご案内文書をご送付しています。（※）	実施決定 内容確定
行政宛申請・届出関係	8	業務報告書（年度分）・事業報告書・決算報告書等	提出期限延長	厚年 DB	・3/29 付通知年企発 0329 第1号にて対象となる義務および延長対象期間（3/11から6/29までに履行期限が到来するもの）・延長期間（6/30）が示されました。	実施決定 内容確定
	9	規約変更①申請期限	提出期限延長	厚年 DB DC	・3/29 付通知年企発 0329 第1号においては、規約変更の認可申請書類は期限延長対象書類に含まれませんでした。	実施未定
	10	規約変更②添付書類	添付書類の簡素化	厚年 DB DC	・信託協会から当局宛要請中ですが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定
	11	政府負担金申請等	申請手続の弾力化	厚年 DB DC	・年度当初に発出される「政府負担金の交付申請の係数に関する通知」で言及される模様です。	実施未定

項目		想定される対応	対象制度	実施状況	状況	
代議員会運営	12	規約変更	理事長専決の容認	厚年DB	・3/29付通知年企発0329第2号にて「代議員会の開催が困難な場合」の理事長専決による対応が容認されました。	実施決定 内容確定
	13	予算・決算	同上	厚年DB	・3/29付通知年企発0329第2号では予算・決算等の取扱いについて理事長専決の容認は明確には示されませんでした。	実施未定
加入者等向け周知	14	加入者向け ・受給者向け周知	周知義務の簡素化・弾力化	厚年DB	・信託協会から当局宛要請中ですが、現段階で実施方針等について明らかにされていません。	実施未定
財政基準	15	財政基準緩和	財政基準の緩和	厚年DB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託協会から当局宛意見書を提出し、対応を要請中です。</li> <li>・企業年金連合会等の関連団体も当局宛意見書を提出しています。</li> <li>・現段階で実施方針等について明らかにされていません。</li> </ul>	実施未定

※弊社を総幹事（Ⅱ型・ⅠB型）にご指名いただいているお客さまを対象としています。